

産業建設委員会記録

○開催日時

令和5年11月21日 午後1時29分～午後1時42分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（8人）

委員長	宮里兼実	委員	塩田耕太郎
副委員長	岩切正之	委員	成川幸太郎
委員	石野田浩	委員	山元剛
委員	森永靖子	委員	坂口正幸

○その他の議員

議員	大田黒博	議員	森満晃
----	------	----	-----

○説明のための出席者

経済シティセールス部長	有馬眞二郎	産業戦略課長	山元一将
-------------	-------	--------	------

○事務局職員

議会事務局長	田代健一	課長代理兼議事グループ長	上川雄之
議事調査課長	久米道秋	管理調査グループ員	米森祐太

○審査事件等

- ・ 陳情第7号 九州電力の再生可能エネルギー促進と出力制御について説明を求める要請についての陳情書
-

△開 会

○委員長（宮里兼実） それでは、ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。よって、お手元の審査日程によって審査を進めます。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。現在、2名から傍聴の申出がありますのでこれを許可します。なお、会議の途中で追加の申出がある場合にも随時許可します。

△陳情第7号九州電力の再生可能エネルギー促進と出力制御について説明を求める要請についての陳情書

○委員長（宮里兼実） それでは、陳情第7号九州電力の再生可能エネルギー促進と出力制御について説明を求める要請についての陳情書を議題とします。

本陳情は、10月5日の本会議において陳情文書表が配付されておりますので朗読は省略いたします。

それでは、当局から本陳情について、特に補足説明がないようですので、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎） 基本的にこの陳情は、原子力特別委員会にかかっている陳情と、前段の文章が全く同じです。

具体的なところで、「再生可能エネルギーを」ということで書いてあるのですが、ここには太陽光など、再生可能エネルギーの出力制御を行い、特に太陽光発電事業者が廃業に追い込まれていると聞くと書いてあります。実際に調べてみると、太陽光発電事業が倒産に至っている原因はFITの下落で、やはり売電収入が、極端に減ってきていることが大きな要因となっているようです。

その出力制御についても、2021年度に九州地区で3.9%出力制御をやっていたのが、2022年度は1.4%と、トータルに占める出力制御は非常に割合が低い形になっており、ここに書いてあるような、「出力制御が理由で、太陽光など再生可能エネルギー業者が倒産に落ち込

む」ということでは全くなく、2017年に発表されたものでも、経営の在り方による倒産が1番大きいとは言われていました。

だから、今年は特に暑かったということで、出力制御の苦情を言う方々が多かったということですが、トータル的に見たらそれはしないのではないのでしょうか。

ここにこのような形で書かれていますが、要するに乾式貯蔵建設分についての説明や、使用済核燃料の管理要領と乾式貯蔵施設の建設についての説明のときに、「原子力発電所20年以上に反対するのが願意だ」と言われたものと全く同じことを、文章を変えて要請されているのではないかと思います。

この中身も正確性に欠くということもありますので、もう少し慎重審議を進めていく必要があります。

○委員（山元 剛） この陳情、出力制御の案件については、令和元年に同じような陳情が出ていると思うのですが、そのときは否決しているようです。

今回のこれが、原子力に絡めての陳情なのか、純粋に出力制御についての陳情なのか。出力制御というのであれば、前の陳情のときの内容でも、国がある程度定めています。制御の順番的なもので、1番最初に制御するのは火力発電で、1番最後に制御するのが、原子力発電でしょうか。それ制御の順番が、そのときの国の定めと、現時点の定めでは、何も変わってないと思われます。このことから、原子力発電所の延長を抜きにした出力制御の案件だけで陳情を諮ったとしても、当時の産業建設委員会が否決した陳情と何ら変わりはないと思われるので、私は別に継続するまでもないと思います。

もちろん、現在と今では細かいレベルで違うのかもしれませんが、当時の当委員会で否決した全く同じ内容の陳情をあえてまた審議して、ここで結果が変わる理由が何かがあるのでしょうか。もしその辺があるのであれば審議していくべきだと思いますし、何も変わりがなければ審議する必要もないと感じます。

○委員（坂口正幸） 山元委員と話が重複するところがありますが、私も令和元年に出されて採択された案件は読ませていただいたのですが、私も

同じような考えです。今回また産業建設委員会のほうに付託されたということですが、当時ここで議論し、出た答えというのが大事なことであり、以前は不採択とされています。今回またここで議論することになったということで、議論自体は大事ではありますが、同じ内容で、何か変わるのか。と思うところはあります。それを踏まえて議論していただきたいと思います。

○委員（森永靖子） 3か月に1回、市内の色々なトップの人たちが集まる原子力安全対策連絡協議会というものがあります。その中でも、情報公開や公聴会など、そのようなものはきちんとやっておられるようですし、そこで聞いて帰られた人たちがしっかり自分の団体や協議会に話をされており、皆さん色々な形で知っておられると思います。このため、この1番下の要望はどうかと思います。議員だけでなく、と書いてありますが、市民に対してもそれぞれ、このような形のものはやっておられるし、市長も「市民の安心安全を優先してください」といつもおっしゃっているので、この1番下の要望はこれら既存の取組みと同じことと考えます。

○委員長（宮里兼実） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） それでは、質疑は尽きたと認めます。

以上で、陳情第7号について質疑が終了しました。

それでは、本陳情の取扱いについて協議をします。御意見はありませんか。

○委員（成川幸太郎） 山元委員と坂口委員からありましたように、以前、似たような陳情を不採択にしているところではありますが、先ほど言いましたように、使用済み燃料の管理容量と乾式貯蔵施設の建設についての説明を求める要請が川内原子力発電所対策調査特別委員会にかけられており、産業建設委員会には、再生可能エネルギー促進と出力制御について説明を求められています。今回、この要請が産業建設委員会に来たわけですが、「記」以下の文章は変わっているのですが、前段部分で説明されている内容は、20年延長に反対すると言われた陳情の願意と、全く同じ文章が載せられていますので、できることなら継続審査にさせていただいて、今後の特別委員会における

もう一つの陳情の流れを見ながら判断をしていただけだと思います。

○委員長（宮里兼実） ほかにありませんか。
ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） ただいま、継続審査を求める声がありますので、これをお諮りします。本陳情を継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。よって、本陳情は継続審査とすることに決定しました。

ここで、本陳情の審査を一時中止します。

以上で、日程の全てを終了しましたので、本日の委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

△閉 会

○委員長（宮里兼実） 御異議ありませんので、以上で、産業建設委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会産業建設委員会

委員長 宮 里 兼 実